介護職員処遇改善加算金・特定処遇改善加算金への取組

介護職員への処遇改善につきましては、「交付金」としての制度設立以来、積極的に取り組んでまいりました。 直近においては、「令和4年度 介護職員処遇改善支援補助金」として、交付金が制定されましたが この交付金も申請を行い、全額職員の手当として支給を行っています。

特定処遇改善加算の取得には、下記の要件を満たしているとの要件があります。

- 1. 介護職員処遇改善加算(I)から(III)までを取得している事
- 2. 介護職員処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っている事
- 3. 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている事

上記の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組みにつきましては以下のとおり公表します。

キャリアパス要件

1. 資質向上のための措置

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する、実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減する為の代替職員確保含む)

2. 資格取得のための実施の支援 随時外部研修の情報を周知し、研修費の補助を同時に行う

労働環境整備要件

1. 入職促進に向けた取り組み

法人事業所の経営理念・ケア方針・人材育成方針そのための実施の明確化 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上への取組

2. 両立支援・多様な働き方の推進

有給休暇が取得しやすい環境整備

業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等

3. 腰痛を含む心身の健康管理

介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の取得支援、介護ロボットやリフト等の導入 事故トラブルへの対応マニュアル等の作成整備

4. 生産性向上のための業務改善

5S活動(業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清潔・清掃・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備

その他

1. 非正規職員から正規職員への転換